

生徒指導規程

校番2 呉市立広南小学校

第1章 総則

目的

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。このため、児童が主体的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

本校の教育目標 『未来を創る』

第2章 学校生活に関すること

登下校

第2条 全学期を通して登下校の時間を守る。

- (1) 午前7時20分から午前8時15分の間に登校する。朝会のある時には、少し早めに登校する。
- (2) 通学路を歩いて登下校する。
- (3) バス通学の約束を守って登下校する。
- (4) 午後4時30分までには下校する。
- (5) 欠席、遅刻、早退する場合は、7:30～8:00の間に保護者が学校に連絡する。遅刻した児童は、職員室に寄り在室の職員に報告する。

・連絡のない欠席が3回以上の場合、保護者に知らせて、改善を促す。継続する場合は、保護者と話し合いをする。

・欠席が3日以上続く場合、家庭訪問をする。継続する場合は、保護者と話し合いをする。

髪型

第3条 学習活動や運動などの妨げとならないような、清潔で小学生らしい髪型とし、次のことを禁止する。

- (1) 体育や給食の帽子がかぶれないような髪型はしない。
(前髪は安全のため目に入らないようにし、肩より長い長髪は目立たないゴムで1つもしくは2つに結ぶ。)
- (2) 染色・脱色・髪にラインを入れることはしない。

違反があった場合、児童に指導し、保護者に連絡を行い、家庭での協力をお願いする。

化粧・装飾・装身具

第4条 次のことを禁止する。

- (1) 口紅（色つき匂いつきリップクリームを含む）等の化粧類
- (2) マニキュア等の爪や皮膚への装飾
- (3) ミサンガ、プレスレット、ピアス、指輪、ネックレス、シュシュ、飾り付きのゴム、大きなリボン、カチューシャ等の装身具の装着
- (4) 眉毛のそり落とし

違反があった場合、児童を指導し、保護者に連絡を行い、止めるようにお願いする。

服装

第5条 学校内外での学習活動の際は、活動に適した服を着用する。

- (1) 服装を整え、小学生らしい身なり（学習しやすい服装や動きやすい靴）で過ごす。
 - ・肌を露出した服装、ズボンのひもをたらしした危険な服装はしない。
 - ・危険なのでフードをかぶらない。休憩時間、外では帽子をかぶる。
 - ・ファスナーがある物は、きちんとしめる。
 - ・ハイカットの靴は着用しない。
 - ・校内では名札を左胸に付ける。（名札は、学校に置いておく。）
 - ・冬季のマフラー、手袋、ネックウォーマーの着用は登下校のみとし、教室で脱着する。
(但し、特に寒い日の休憩時間は、手袋・ネックウォーマーをして遊んでもいい。)
 - ・ダウンコート、オーバーコート、厚手のジャンパー等は原則教室内では着用しない。
- (2) 体操服は、白半袖、白長袖、青ハーフパンツ、ジャージ上下、赤白帽子を着用する。
 - ・下着は、体操服から出ないようにものを着用する。ハイソックス・タイツ・くるぶしまでない靴下(くつした)は、はかない。

違反があった場合、児童に指導し、保護者に連絡を行い、家庭での協力をお願いする。

持ち物

第6条 持ち物には必ず名前を書く。学習に必要なもの以外は不要物と見なし、持ち込みを禁止する。

- (1) 学校に必要なもの
 - ・不必要なお金、おもちゃ、携帯電話、キーホルダー、お菓子、マンガ、ゲーム機、カード等
- (2) 携帯電話の持ち込みは禁止する。(放課後や休日に遊びに来た際、ゲームやスマートフォンは使用しない。)

違反があった場合、児童に指導し、持ち込んだ不要物は学校で(担任・職員室)預かる。改善されない場合は、保護者に連絡をし、協力をお願いする。

タブレット端末の活用

第7条 タブレット端末を使用する際は、「タブレット端末活用のルール」を守ること。守れない場合は、使用を制限する。

- (1) 授業と家庭学習のために使用し、学習活動に関わることを以外の目的では使用しない。
- (2) 破損や紛失に気を付け、大切に扱う。
- (3) 自分のアカウント情報を他人に教えたり、許可なく変更したりしない。

第3章 校外生活に関すること

第8条 校外での生活の心得については、次のことを指導する。

- (1) 居場所をはっきりさせて外出する。(いつ・どこで・だれと・いつ帰る)
- (2) 早く下校した場合でも、午後3時までは外に遊びに行かない。
- (3) 児童だけによる校区外への外出は禁止する。
 - ・高学年(4～6年)については、学習活動のため、呉市広まちづくりセンター、呉市広図書館、呉市営温水プールの利用は、保護者の責任のもと許可する。
 - ・ゲームセンター、カラオケボックス、ボウリング場、スーパー等へ行く場合は保護者同伴とする。
- (4) 危険場所(海、波止場、道路、空き家、工事現場等)では、遊ばない。
- (5) 危険な遊び(エアガン、火遊び)や海、川での子どもだけでの釣り等はしない。
- (6) 長浜と小坪間は、自動車またはバスを利用する。
- (7) 見知らぬ人について行かない。(いかのおすし)を守る。
- (8) 交通ルールを守る。特に自転車はきまりを守って乗る。(広南小のきまり参照)

違反があった場合、児童に指導し、保護者に知らせ、協力を促す。
発生事案によっては、PTA、警察等との連携を図る。

第4章 特別な指導に関すること

第9条 次の問題行動を起こした児童に対して、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
 - ① 飲酒・喫煙
 - ② 暴力・威圧・強要行為
 - ③ 建造物・器物破壊
 - ④ 窃盗・万引き
 - ⑤ その他法令・法規に違反する行為
- (2) 本校のきまり等に従わない行為
 - ① いじめ
 - ② けんか・暴力
 - ③ 授業妨害
 - ④ 指導に従わないなどの指導無視及び暴言等
 - ⑤ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(特別な指導)

第10条 特別な指導では、説諭・反省文を書かせる等発達段階に応じた指導を行う。

- (1) 特別な指導を行う場所として、校長室を利用する。
 - (2) 必ず複数の教員で行い、記録をとる。
 - (3) 保護者に連絡をして来校を求め、事実経過と指導方針を伝える。
 - (4) 3者(学校・児童・保護者)での指導と改善の約束をする。
 - (5) 期間は1日とする。その後、法令・法規に違反する行為及び本校のきまり等に従わない行為について児童に改善が見られない場合は、継続して行う。
 - (6) 発生事案によっては、PTA、警察等との連携を図り、指導を行う。
- (規程の施行) この規程は令和7年4月1日より施行する。